

浦安市女性プラザニュース

Urayasu Women's Plaza News

特集 今なぜ、「男女共同参画社会」?

1999年6月に施行・実施された男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会のあり方を決定する最重要課題」と位置づけています。今なぜ「男女共同参画社会」なのか？ 社会の現状を踏まえ、「男女共同参画社会」の実現に向けて私たちが取り組んでいかなければならないことは何なのか？ さらに、私たちの住む浦安が目指す「男女共同参画社会」とその取り組みを取り上げてみました。

現状を見ると

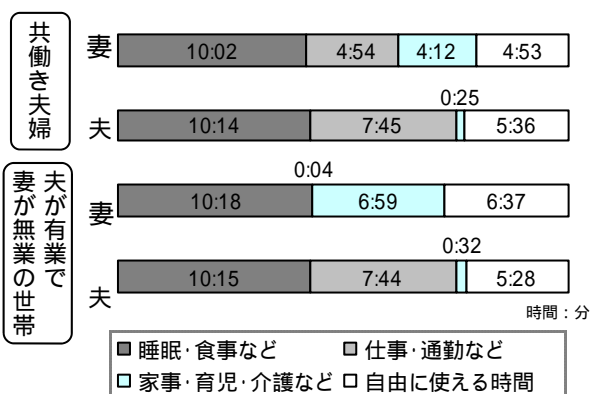
身近な生活の場である家庭での夫婦の生活時間を見てみると、夫の「家事・育児・介護等」の活動を行う時間は妻に比べて著しく短くなっており、また共働き世帯でも家事は女性が担うというように、性別役割分担の実態がうかがえます。(グラフ「夫婦の生活時間」参照)

また、労働に関する女性の状況を見ると、年齢階級別労働力率が30～34歳で落ち込むいわゆる「M字カーブ」を描いており、子育て期に就業を中断する女性が多いことがわかります。しかし、潜在的労働力率(=就業希望者も含めた労働力率)では、M字の落ち込みは低く、子育て期にも就業を希望するにもかかわらず、実際には就業できていないという状況が見られます。(グラフ「女性の年齢階級別潜在的労働力率」参照)

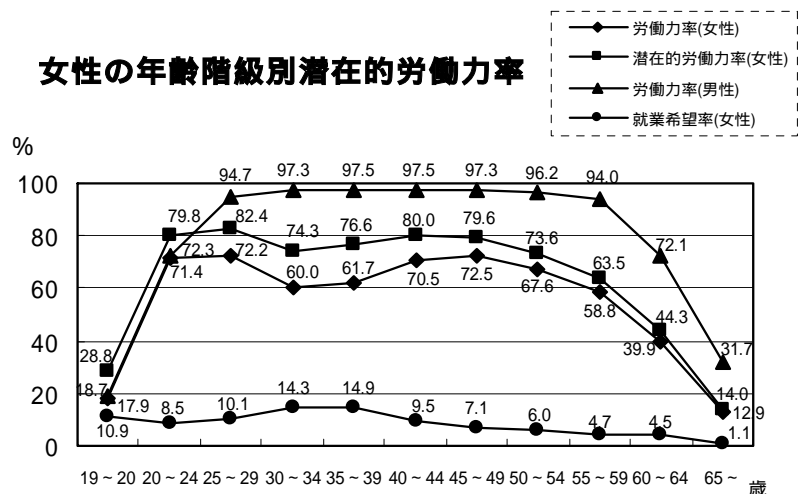
このように、女性は結婚すると家事労働・育児などの負担が大きくなり、また一方で、男性は労働時間が長く仕事中心の生活を強いられているのが現状です。これは、「男は仕事、女は家事・育児」という性別による固定的な役割分担意識が私たちの生活に影響していると考えられます。

さらに、女性が積極的に専門的・政治的・経済的意思決定に参加できるかどうかを測るジェンダーエンパワメント指数(GEM)を見ると、日本は70カ国中44位と低く(2003年 国連開発計画UNDPによる)、女性が意思決定の場に十分に参画できていないことがわかります。(注：GEMは、女性の所得、専門職・技術職に占める女性の割合、行政職・管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合を用いて算出される。〔出典：岩波女性学事典〕) 国際婦人年(1975年)以降、世界各国で男女平等に向けた様々な取り組みがなされている中、日本はこうした国際社会の動きから遅れをとっていると言えます。

夫婦の生活時間



女性の年齢階級別潜在的労働力率



* 総務省「労働力調査(詳細結果)」(平成14年平均)より作成
* 労働力率 = 労働力人口(年齢階級別) / 15歳以上人口(年齢階級別)
* 潜在的労働力率 = (労働力人口(年齢階級別) + 非労働力人口のうち就業希望者(年齢階級別)) / 15歳以上人口(年齢階級別)

「男女共同参画社会」の実現に向けて

「男女共同参画社会」って？

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と表現しています。それは、性別によって生き方を制限されたり役割や仕事が偏ったりすることがなく、自由な意思で自分の生き方や働き方を選ぶことができる、そして、男女が対等な人間関係のもとで、家庭、学校、職場や地域社会などに共に参画し責任を分かちあえる社会といえるでしょう。

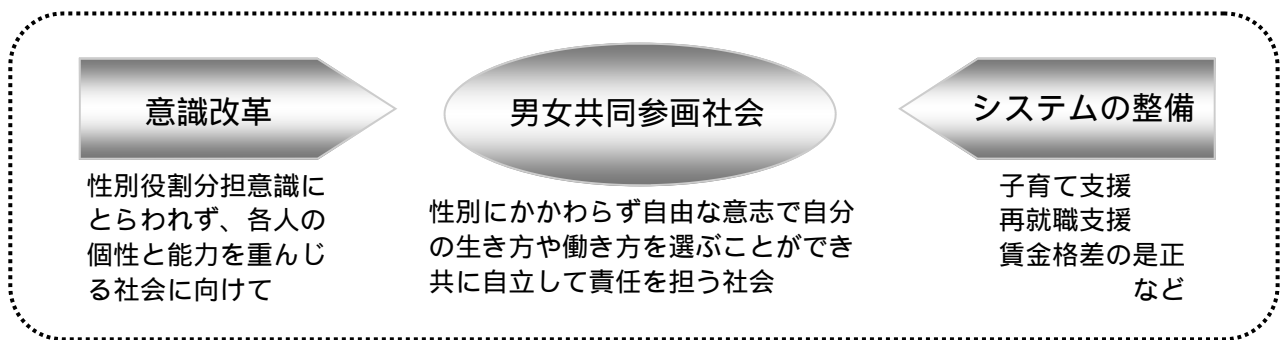
今なぜ、「男女共同参画社会」？

明治・大正・昭和初期の日本では夫婦が共に働くことが一般的であり、むしろ妻が家事や子育てに専念するというライフスタイルは一部の家庭に限られたものでした。戦後、日本の経済が高度成長期を迎えると、夫は外で仕事に、妻は家庭で家事・育児に専念するという役割分担が、非常に効率がよいと考えられて一般の家庭にも広く普及するとともに、このような男女の生き方が経済発展を支えるものとして政策的にも支持されるようになりました。

ところが、日本経済は今や成熟期を迎え、社会のあり方が変わってきています。これまでのように、「男は仕事、女は家庭」という役割分担意識に基づく制度のままで社会を支えていくことが難しくなってきました。各自のライフスタイルは多様に変化し、また、合計特殊出生率(女性が一生の間に産む子供の平均数で、2003年日本では1.29と戦後最低を記録〔出典：厚生労働省『人口動態統計』])は減少を続け、社会全体として少子化や高齢化が進んでいます。こういった社会情勢の変化に対応するためには、男女それぞれが一つの役割のみを担うのではなく、性別役割分担の垣根を取り払い、社会のあらゆる場で共に協力し支え合っていくことが必要です。それぞれが持つ能力や個性を活かし、責任も共に分かち合っていくことで、豊かで活力ある社会を実現することができるはずです。

「男女共同参画社会」の実現のために

男女が共に自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現をめざし、一人一人の意識改革を図ると共に、社会全体としてこれを支えるシステム作りを進めていくことが必要です。



例えば、こんなことから...

子育てはみんな

生活環境の変化や核家族化などの影響により、家庭における子育てが難しくなっています。これまでのように主に女性が一人で子育てを担うのではなく、男性も積極的に育児に参加していくことが必要です。厚生労働省が平成14年に発表した「少子化対策プラスワン」では、男性の育児休暇取得率10%を目標にしています。それぞれの職場で育児休業制度の普及を図るとともに、誰もがこの制度を安心して利用できるような周囲の理解が広まることも大切です。

女性の力を活用しよう

結婚や出産で仕事を辞めてしまう女性が多いのが現状ですが、女性の持つ能力を活かせないのは、私たちの社会にとっても大きな損失と言えるのではないでしょうか。女性の力をもっと活用するために、出産しても働き続けたいと思う女性が仕事と家庭を両立できるシステム作りや、子育てが一段落して、また仕事を始めたいと思う女性が社会復帰できるような環境作りなど、社会や地域で女性が働きやすい仕組みを考えていくことが必要です。



浦安がめざす男女共同参画社会

浦安市でも、2002年に「うらやす男女共同参画プラン」を策定し、21世紀にふさわしい男女共同参画社会づくりをめざして、様々な取り組みを進めています。

「うらやす男女共同参画プラン」で描く
男女共同参画社会像は...

男女の人権が互いに尊重され
性別によって差別されることが
ない社会

女性も男性も家庭、職場、地
域社会の一員としての役割を
果たし、意思決定の場に参加
することができる社会

女性も男性も経済的、精神的
に自立し、地域の助け合いの
もとで安心して暮らしていける
社会

6つの目標(柱)と主な事業例

生涯にわたる男女平等観にたった人間形成の推進

- ・講座、フォーラムの開催
- ・啓発誌(女性プラザニュース)の発行
- ・女性プラザの整備・運営 など

男女の人権尊重・擁護と健康支援

- ・女性に対する暴力根絶のための意識啓発
- ・女性のための相談事業の充実 など

家庭・地域生活における男女の自立支援と共同参画

- ・子育て支援センター事業の推進
- ・ファミリー・サポートセンターの運営

労働における男女平等の促進

- ・市職員の育児休業取得促進
- ・女性の再就職支援講座の充実 など

意思決定・政策立案過程への男女共同参画

- ・女性登用率の向上
- ・市女性職員の管理職への登用 など

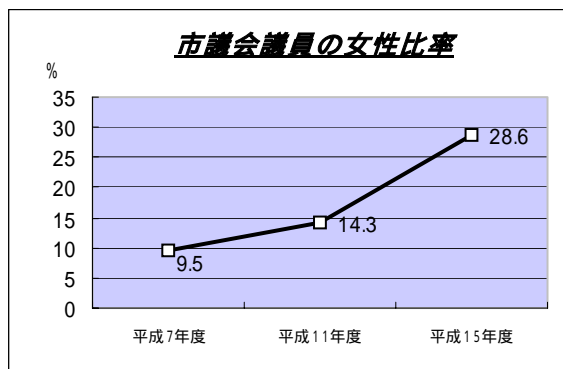
推進体制の整備

- ・推進体制強化のためのネットワーク作り
など

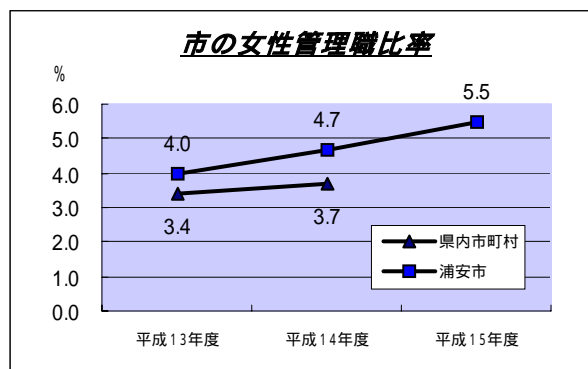
(「うらやす男女共同参画プラン」より)

浦安市の男女共同参画指標

...浦安市で、男女共同参画社会が実際にどの程度実現されているかを具体的にイメージするための目安となるデータ



政策を決定する場である議会に女性が参画することで、政治の場においても、性に偏りのない選択・決定が行われる可能性が高くなります。



管理職は課長級以上の職員

女性の管理職が増えることで、あらゆる分野の政策企画立案・実施過程に女性が参画することができます。

Plaza Information

プラザ・インフォメーション

活用しよう!



個性豊かな全国各地の情報誌

女性プラザには、全国各地の女性センターや男女共同参画センターなどから様々な情報誌が送られてきます。情報誌には、それぞれ男女共同参画をテーマに多彩な内容が盛り込まれています。(国の機関2誌, 都道府県8誌, 区市25誌, 財団法人他11誌 平成16年4月現在)

例えば、実際に生活している家族を紹介しながら「家庭の中の女と男」というテーマで家族のあり方を取り上げたり、「生き方と見直し～出産と子育て～」をテーマに女性の生活を分析したり、「ささいなことも見逃さないで～性別による差別」と題して私たちの生活の中に潜む差別を浮き彫りにしたり...などなど。最近では「女性への暴力」を取り扱った記事が多く見られるようです。

各地の自治体で行なわれるフォーラムの報告では、基調講演の概要や地域で活動するグループの様子なども知ることができます。中には、重要なテーマに関して、学識者の方が解説している記事が掲載されている情報誌もあります。

このように、各地の情報誌からは、各自治体における男女共同参画の現状やそれぞれの取り組みを知ることができるばかりでなく、男女共同参画に関する様々な問題についての、知識の宝庫としても活用できます。同じテーマでの取り上げ方の違いを、比べながら読んでみるのもおもしろいかも...。各地の情報誌を、あなたなりの読み方で楽しんでみてはいかがでしょうか。



定期購読の雑誌もあります

各地の情報誌以外にも、「女性展望」や「女性情報」あるいは「日経ウーマン」「クーヨン」といった雑誌の定期購読も行なっています。今、社会ではどんなことが問題になっているのか、話題になっていることは何か、あなたが今知りたいと思っていることや最新の情報が見つけられるかも...。是非気軽に立ち寄ってご覧下さい。

Event & Service

イベント&サービス

未来寄席

- 女性講談師が語る「輝くおんなたちシリーズ」 -

女性と仕事の未来館で、「未来寄席 - 女性講談師が語る「輝くおんなたち」シリーズ -」が開催されています。(第1回は 5月28日(金)に開催)

《第2回》 7月23日(金)「細川ガラシャ」 宝井琴嶺

《第3回》 9月24日(金)「樋口一葉」 一龍斎春水

未来館館長であり、浦安市の「女性のための法律相談」を担当していらっしゃる渥美雅子弁護士(右桜左桜)が、毎回前講をつとめられます。

【木戸銭】 毎回1200円(前売券1000円, 3枚券2500円)

【ところ】 女性と仕事の未来館

いずれも午後6時開場 6時半開演

あらかじめ予約した場合も前売券扱いとなります。参加日, 名前, 住所, 電話番号を明記し、FAXかE-mailでお申込ください。未来館ホームページからも申込可能です。

FAX : 03-5444-4152

E-mail : kouho@mirai.jaaww.or.jp

ホームページ : <http://www.miraikan.go.jp/>

(問合せ・申込)

女性と仕事の未来館

〒108-0014 東京都港区芝5-35-3

TEL 03-5444-4151(代)



男女共同参画週間(毎年6月23日~6月29日)にちなみ、6月12日(土)・13日(日)に中央図書館視聴覚室で名作映画鑑賞会を開催しました。今回は「クレイマー、クレイマー」と「フライド・グリーン・トマト」を上映しましたが、それぞれ家族のあり方や女性の生き方を考えさせてくれた作品でした。今後も、いろいろな形で市民の皆さんが男女共同参画について考える機会を提供していく予定です。皆さんからのご意見・ご要望をお待ちしています。

浦安市女性プラザ

開所 : 月~金 8:30 - 17:00 (土日祝休み)

住所 : 浦安市猫実1-1-2

浦安市文化会館2F

電話 : 047 351 1111 (内線1050)

FAX : 047 353 1145

Mail : urayasu-womensp

@jcom.home.ne.jp

編集・発行 : 浦安市女性プラザ

困っていること、悩みごとがあったら・・・

「女性のための相談」(予約制)

毎月第1・2・3火曜日

第1・3・4木曜日

(10:00~16:00)

毎月第2木曜日、第4火曜日

(14:30~20:00)

*事前に女性プラザまで電話等でご予約ください。

*女性のための法律相談(月2回)も行なっています。

